

「愛知県内自動車学校における講習の現状と安全運転教育の可能性」について

I 「高齢者講習」及び「企業運転者向けの講習」の現状

1. 高齢者講習について

(1) 概要

【現 状】 高齢運転者に対する安全運転支援策の一つとして、免許更新時に“高齢者講習”を実施している。

【目 的】 高齢運転者に加齢に伴う身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させ、安全運転に努めてもらうように支援する。

【対象者】 講習の対象は満70歳以上の運転者であるが、さらに満75歳以上の運転者には“認知機能検査”を実施し、その結果に基づいた安全運転のためのアドバイスを行う。

【種 類】 (1)法定講習：「高齢者講習」 ～道交法第108条の2 第1項第12号～

(2)任意講習：「運転免許取得者教育の課程(高齢者講習同等)」
～運転免許取得者教育の認定に関する規則(国家公安委員会規則)～

【内 容】 (1)「高齢者講習」
～道交法施行規則第38条第12項～

	70歳以上 75歳未満	75歳以上
時 間	3時間	2時間30分 *他に認知機能検査30分
方 法	コース若しくは道路で運転又は運転適性検査器材を用いる 運転に必要な知識に関する討議及び指導を含むもの	同 左 認知機能検査の結果に基づく指導を含むもの

(2)「運転免許取得者教育の課程(高齢者講習同等)」
～運転免許取得者教育の認定に関する規則 第4条第1号の表(3の項及び4の項)～

	70歳以上 75歳未満	75歳以上
時 間	3時間 以上	2時間30分 以上 *他に認知機能検査30分
方 法	コース若しくは道路で運転若しくは運転シミュレーター又は運転適性検査器材を用いる <u>個別指導を含むもの</u> 運転に必要な知識に関する討議及び指導を含むもの	同 左 同 左 認知機能検査の結果に基づく指導を含むもの

(2) 愛知県内自動車学校における高齢者講習実施状況 (H25)

【法定講習】 … 50校 受講者数 ⇒ 106,204人 (受講対象者の70.1%)
【同等課程】 … 21校 受講者数 ⇒ 18,722人 (受講対象者の12.3%)

*どちらも1人の指導員につき3名までの規制がある
*実施規模(人数、回数)は自動車学校ごとに設定が可能

【講習受講料】 70歳以上75歳未満 ⇒ 5,800円
75歳以上 ⇒ 6,000円 (認知機能検査料 650円を含む)

*愛知県内では【法定講習】、【同等課程】ともに同一料金

2. 企業運転者向けの講習について

(1) 概要

【現 状】 企業運転者(免許既得者)に対する講習については、全国で共通した内容は定められておらず、委託を受けた自動車学校等が独自のカリキュラムを考案し、実施している。

【目 的】 企業において交通事故を防ぐことは、様々な損失を抑えるだけでなく、社会への貢献と企業のイメージアップにも繋がることを企業運転者に認識させ、安全な運転をすることへの意識の向上を図る。

【内容等】 中部日本自動車学校 交通教育研究所の講習プラン

講習名	対象者	特 徴
①フレッシューズ	新入社員	運転技量・適性の把握、基本の再確認、業務上の運転に必要な技能及び知識の習得など
②スキルアップ	運転経験の少ない方ほか	技量向上、特殊な運転訓練
③リカバリー	事故を起こした方	問題点の洗い出し、原因分析、再発防止対策

(2) 講習プランごとの実施状況 (H25.4 ～ H26.2)

【講習受講企業数】 180社

講習名	受講者数	対応人数	講習時間
①フレッシューズ	438人	1人の指導員に対し3名まで *1講習あたり5～6名	7時間/回
②スキルアップ	175人	1人の指導員に対し1名	3～5時間/回
③リカバリー	326人	1人の指導員に対し1名	3時間/回

II 既存講習での新たな安全運転教育の可能性

1. 高齢者講習について

(1) 法定講習である「高齢者講習」においては、カリキュラムが厳格に定められており、“安全対策車両による体験等”を講習内容に盛り込むことは困難であると思われる。

(2) 「同等課程」ではカリキュラムに自由度が設けられているため、“安全対策車両による体験等”や“座学の実施”は問題が少ないと考える。

【具体案】・個別指導の一部の時間で「段差を使って誤発進防止体験」
・障害物を使って「衝突回避ブレーキ装備車の体験」 など

【留意点】・講習用車両には事故防止のための補助ブレーキを装備する必要がある
・高齢者の方がよく利用される軽自動車での実施は可能である

2. 企業運転者向けの講習について

この講習は、実施する自動車学校が依頼者(企業)からの要望や学校独自の企画として企業側に提案をして実施しているものである。

したがって、“安全対策車両”の活用や“座学”など企業側のニーズがあれば新たな取り組みを提案し、それを実現することは可能であると考えられる。